

各位

葛飾区福祉部
介護保険課長 佐藤 智洋

国が定める単価の一部改定に伴う葛飾区の総合事業の単価改定等について（通知）

日頃より、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が一部改定され、本年4月1日から施行されます。

つきましては、葛飾区においても、4月1日より訪問型サービスA及び通所型サービスAの単価等を下記のとおり改定いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、サービスコード等につきましては、4月中旬以降に区ホームページに掲載する予定です。

記

1 訪問型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
訪問型サービスⅠ（生活援助）	224 単位/回	225 単位/回
訪問型サービスⅠ・同一建物減算	202 単位/回	203 単位/回

(2) 訪問型サービス処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
処遇改善加算Ⅱ 1、Ⅱ 2	117 単位	118 単位
処遇改善加算Ⅲ 1、Ⅲ 2	64 単位	65 単位
処遇改善加算Ⅳ 1、Ⅳ 2	58 単位	59 単位
処遇改善加算Ⅴ 1、Ⅴ 2	51 単位	52 単位

※処遇改善加算Ⅰ 1、Ⅰ 2については、単価変更はありません。

2 通所型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ（5時間以上）	380 単位/回	384 単位/回
通所型サービスⅡ（3時間以上5時間未満）	304 単位/回	307 単位/回
通所型サービスⅢ（2時間以上3時間未満）	266 単位/回	269 単位/回

(2) 若年性認知症利用者受入加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新設
若年性認知症利用者受入加算	240 単位

(3) 栄養アセスメント加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新設
栄養アセスメント加算	50 単位

(4) 栄養改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
栄養改善加算	150 単位	200 単位

(5) 口腔機能向上加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新設
口腔機能向上加算Ⅱ	160 単位

※現行の口腔機能向上加算は口腔機能向上加算Ⅰとなり、単価変更はありません。

(6) サービス提供体制強化加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新 設
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	59 単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2	117 単位

※現行のサービス提供体制強化加算Ⅰ 1、Ⅰ 2はサービス提供体制強化加算Ⅱ 1、Ⅱ 2となり、サービス提供体制強化加算Ⅱ 1、Ⅱ 2はサービス提供体制強化加算Ⅲ 1、Ⅲ 2となります。それぞれ単価変更はありません。また、現行のサービス提供体制強化加算Ⅲ 1、Ⅲ 2は廃止となります。

(7) 生活機能向上連携加算（3ヶ月につき）

サービス内容	新設
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位

※現行の生活機能向上連携加算（1ヶ月につき）は生活機能向上連携加算Ⅱとなり、単価変更はありません。

(8) 口腔・栄養スクリーニング加算（6ヶ月につき）

サービス内容	新設
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 単位

※現行の栄養スクリーニング加算は口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱとなり、単価変更はありません。

(9) 科学的介護推進体制加算（1ヶ月につき）

サービス内容	新設
科学的介護推進体制加算	40 単位

(10) 通所型サービス処遇改善加算（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
処遇改善加算Ⅰ 1	98 単位	99 単位
処遇改善加算Ⅰ 2	78 単位	79 単位
処遇改善加算Ⅰ 3	68 単位	69 単位
処遇改善加算Ⅱ 1	71 単位	72 単位
処遇改善加算Ⅱ 2	57 単位	58 単位

サービス内容	現 行	改定後
処遇改善加算Ⅲ 1	38 単位	39 単位
処遇改善加算Ⅲ 2	30 単位	31 単位
処遇改善加算Ⅳ 1	34 単位	35 単位
処遇改善加算Ⅳ 2	27 単位	28 単位
処遇改善加算Ⅴ 1	30 単位	31 単位
処遇改善加算Ⅴ 2	24 単位	25 単位
処遇改善加算Ⅴ 3	21 単位	22 単位

※その他の処遇改善加算については、単価変更はありません。

※処遇改善加算Ⅳ 1、2、3及びⅤ 1、2、3については、令和4年3月31日まで算定可能です。

(11) 通所型サービス定員超過（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ・定超	266 単位/回	269 単位/回
通所型サービスⅡ・定超	213 単位/回	215 単位/回
通所型サービスⅢ・定超	186 単位/回	188 単位/回

(12) 通所型サービス介護職員が欠員の場合（1回につき）

サービス内容	現 行	改定後
通所型サービスⅠ・人欠	266 単位/回	269 単位/回
通所型サービスⅡ・人欠	213 単位/回	215 単位/回
通所型サービスⅢ・人欠	186 単位/回	188 単位/回

3 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年9月30日までの間は、訪問型サービスⅠ、Ⅱ（同一建物減算、特別地域加算、小規模事業所加算及び中山間地域等提供加算は除く。）及び通所型サービスⅠ～Ⅲ（中山間地域等提供加算は除く。）について、1月あたりの合計単位数の1,000分の1に相当する単位数を上乗せします（小数点以下は四捨五入し、1単位以下となる場合は切り上げてください。）。

4 介護予防ケアマネジメント費について

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1ヶ月につき）

サービス内容	現 行	改定後
介護予防ケアマネジメント費 （令和3年9月30日まで）	431 単位	439 単位
介護予防ケアマネジメント費 （令和3年10月1日から）	—	438 単位

※令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1,000分の1に相当する単位数を上乗せします。

(2) 委託連携加算

サービス内容	新設
委託連携加算	300 単位

(3) 小規模多機能連携加算 廃止

5 算定要件について

新設加算の算定要件については、厚生労働省告示第72号「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に定める国基準の加算の算定要件に準ずるものとします。

なお、栄養アセスメント加算及び科学的介護推進体制加算を算定する場合は、体制等状況一覧表の提出が必要です。締め切りは4月中旬以降の予定です。書式については、準備が出来次第区ホームページに掲載します。

※サービス提供体制強化加算について、「加算Ⅰ」「加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな届出が必要です。既存届出内容が「加算Ⅰイ」で新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」、既存届出内容が「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」で新たな届出がない場合は「なし」とみなします。

※通所型サービス生活機能向上連携加算について、「加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな届出が必要です。既存届出内容が「あり」で新たな届出がない場合は「加算Ⅱ」とみなします。

※栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算(Ⅱ)及び科学的介護推進加算については、LIFEの活用等が要件として含まれています(詳細は介護保険最新情報 Vol9 3 1をご参照ください)。LIFEへの登録について、新たな届出がない場合は登録「なし」とみなしますので、LIFEを利用する場合は登録「あり」で届出てください。

6 その他

指定事業者の運営基準等については、原則として厚生労働省告示第71号「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に準ずるものとします。

7 担当

【令和3年3月31日まで】

葛飾区福祉部介護保険課 管理係 03-5654-8246 (直通)

【令和3年4月1日から】

・報酬に関すること

給付係 03-5654-8246 (直通)

・指定、運営に関すること

事業者係 03-5654-8251 (直通)